

一般社団法人日本小児血液・がん学会 専門医制度委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会専門医制度委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、専門医制度（以下「専門医制度」）運営に関する業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会が担う業務は以下の通りとする。

- ① 小児血液・がん専門医の認定、資格更新・喪失・取り消しに関する実務
- ② 小児血液・がん指導医の認定、資格更新・喪失・取り消しに関する実務
- ③ 小児がん認定外科医の認定、資格更新・喪失・取り消しに関する実務
- ④ 小児血液・がん専門医研修施設の認定、資格更新・喪失・取り消しに関する実務
- ⑤ 専門医制度規則・施行細則の改正・改訂案の作成
- ⑥ その他、専門医制度に関する業務

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員8名をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. 会議は委員の委任状を含めて3分の2以上の出席をもって会議の成立とする。
3. インターネットによるメール会議も活用する。
4. 議決は会議に参加した委員全員の合議とする。
5. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。